

市第44号議案

納骨堂の指定管理者の指定

次のように納骨堂の指定管理者を指定する。

平成29年9月8日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
日野こもれび納骨堂	中区山下町1番地	清光社・横浜植木共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役 鈴木 良一 社 長	日野こもれび納骨堂の供用開始の日から平成35年3月31日まで

提 案 理 由

日野こもれび納骨堂の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

清光社・横浜植木共同事業体の構成員

1 中区山下町1番地

株式会社清光社

代表取締役社長 鈴木良一

2 南区唐沢15番地

横浜植木株式会社

代表取締役社長 有吉和夫

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（第1項から第5項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）